

(Eメール施行)

東北自研第69号  
令和4年10月24日

東北各県総務部長  
(職員研修担当課扱い)  
秋田県自治研修所長  
山形県職員育成センター所長  
東北各県各市町村長  
(職員研修担当部署扱い)  
東北各県各一部事務組合管理者  
(職員研修担当部署扱い)  
東北各県各広域連合の長  
(職員研修担当部署扱い)  
地方独立行政法人の長

殿

公益財団法人東北自治研修所  
代表理事 中村 今日子  
(公印省略)

#### 寄宿舎利用負担金の改定等について (通知)

東北自治総合研修センターの業務運営につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当財団理事会において寄宿舎規程の改正が了承されたことから、令和4年11月1日から寄宿舎利用負担金を改定することとなりました。

また、電気料金及びガス料金などの光熱費高騰に伴い、令和5年4月1日に再度の寄宿舎利用負担金の改定を予定しております。

さらに、令和4年10月3日より施設内の飲酒の取り扱いを一部変更しました。

以上、3点について下記のとおり通知しますので御承知願います。

#### 記

##### 1 寄宿舎利用負担金の改定について

###### (1) 概要

不安定な海外情勢や円安による食材価格高騰の影響により、東北自治総合研修センター食堂の朝食及び夕食の料金は令和4年11月1日から各70円引き上げ、朝食代550円、夕食代820円となる。これに伴い、寄宿舎利用負担金に含まれる朝・夕食代相当分を令和4年11月1日から140円増額するもの。

###### (2) 改定金額

(単位：円)

宿泊者種別	改定前金額 〈～R4. 10. 31〉	改定後金額 〈R4. 11. 1～〉	増加額
東北各県地方公共団体の職員	4,530 (1,230)	4,670 (1,370)	140 (140)
東北各県特定地方独立行政法人の職員	4,530 (1,230)	4,670 (1,370)	140 (140)
入居機関の役員及び職員	4,530 (1,230)	4,670 (1,370)	140 (140)
上記以外の者	5,330 (1,230)	5,470 (1,370)	140 (140)

※カッコ書きは宿泊利用負担金に含まれる朝食及び夕食代相当額

(3) 施行年月日

令和4年11月1日

(4) 改正後寄宿舍規程及び新旧対照表

別添のとおり。

2 光熱費高騰に伴う今後の寄宿舍利用負担金の改定予定

(1) 概要

原油等のエネルギー資源価格の高騰により電気料金及びガス料金が大幅に値上がりしており、経費節減の努力のみでは値上がり幅を吸収できないことから、寄宿舍を適正に運営する費用を賄うため、(2)のとおり令和5年4月1日から寄宿舍利用負担金の改定を予定しているもの。

(2) 改定予定金額

(単位：円)

宿泊者種別	改定前金額 〈R4. 11. 1～R5. 3. 31〉	改定後金額 〈R5. 4. 1～〉	増加額
東北各県地方公共団体の職員	4,670 (1,370)	5,470 (1,370)	800 (0)
東北各県特定地方独立行政法人の職員	4,670 (1,370)	5,470 (1,370)	800 (0)
入居機関の役員及び職員	4,670 (1,370)	5,470 (1,370)	800 (0)
上記以外の者	5,470 (1,370)	6,270 (1,370)	800 (0)

※カッコ書きは宿泊利用負担金に含まれる朝食及び夕食代相当額

(3) 施行予定年月日

令和5年4月1日

ただし、令和5年1月以降に開催する当財団の理事会において寄宿舍規程の改正が承認された場合に施行される。

3 施設内の飲酒の取扱いの変更 (令和4年10月3日から)

(1) 概要

令和3年2月9日付け東北自研第98号「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う東北自治総合研修センターの利用について」により、施設内の飲酒については新型コロナウイルス感染症対策のため懇親会の開催や飲酒できる場所を制限してきたところである。この度、宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和4年10月1日以降は感染防止対策の徹底に努めながら会食や食事を行うこととされたことから、東北6県自治体職員の交流機会の必要性を踏まえ、令和4年10月から所内での懇親会の開催を可能とし、新たに宿泊棟の娯楽室・談話室での飲酒についても可能とすることとした。(なお、懇親会の開催は各研修機関の判断によるものとする。)

ただし、飲酒に当たっては、「東北自治総合研修センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策について(令和4年10月3日策定)」を遵守し、感染防止対策を実施のうえ、節度ある飲酒とすること。

(2) その他

施設内での飲酒の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて、随時見直すこととしており、変更の都度、研修生等に周知する。

担当:藤原  
TEL 022-351-5771 FAX 022-351-5773  
E-mail yu-fujiwara@thk-jc.or.jp